

図1

通報時に聴くべきことは・・・

- 発生年月日(確認した時刻)
- 農場名(住所、氏名、TEL等)
- 飼養家畜の種類、品種、用途及び頭数
- 発生頭数(日月齢、産地等)
- 発生経過(初発時期、経時的变化、伝播の速さ等)
- 症状(口、蹄部及び乳頭等の水疱、糜爛、流涎、跛行、発熱、下痢等)
- 過去21日間の家畜の移動状況(導入元、出荷先等)
- 過去7日間の獣医師、飼料会社及び製薬会社等の出入り
- 最近の海外渡航歴、海外からの人、物品の出入り

等

・『不明疾病の発生届出(記録用)』を基に聴き取ること

図2

通報時、届出者への指導事項を連絡できなかった。

指導事項

問題点 2

- 口蹄疫という極めて悪性の伝染病に似ていることを十分に説明。
- 家保職員の防疫活動に協力すること。
- 職員の現地到着予定時刻の連絡。
- 農場の出入口を1カ所のみとし、消毒槽を設け、防疫関係者以外の者の立入制限をする。
- 飼養場所の排水溝は、適切な消毒措置を講じるまでの間、閉鎖すること。
- 家保職員が到着するまでの間、牛舎の出入りを禁止し、全てを現状維持すること。
- 畜舎、人に対して応急的な消毒を行うこと。
- 緊急の場合以外は外出せず、やむを得ず外出する場合は身体、衣服、携行用具及び車両等の消毒を実施すること。

等

図3

立入検査等(準備)

- ・所内に常時用意している検体採材セットを携行し立入検査に出発。
- ・立入検査は2名で実施。
- ・検体搬送者は帯同しなかった。

問題点 4

本来は・・・

- 原則通報から2時間以内に当該農場に到着。
- 農場に立入る職員は2名、原則として農場外に車両をおき、携行用具のみを持って立入る。
- 検体搬送に備え、搬送担当者1名は農場外で待機する。



図4

立入検査等(疫学調査)

疫学調査等

届出内容及び指示事項の実施の再確認

- ・発生状況(伝播の速さ、程度)
- ・過去21日間の家畜の移動
- ・過去7日間の獣医師、人工授精師、飼料会社、製薬会社等の出入り
- ・家畜の導入先
- ・給与飼料の種類、産地
- ・最近の海外渡航者、海外からの人、物品の有無
- ・飼料、敷料、糞尿の現存量、移出入
- ・ワクチネーション(投与実績、時期、製造所名)

比較的、詳細に聴き取れたと思ったが、国からはさらに詳細な情報を要求された。例えば、業者が農場のどの部分まで入ってきたか、等。よって農場見取り図が必要。

図5

臨床検査

- 異常牛 2頭。
 - ・体温平熱、食欲普通。
 - ・口腔・鼻腔粘膜、蹄部及び乳頭等に水疱や糜爛等なし。
 - ・流涎多量。
 - ・舌の辺縁部等に潰瘍。
- ・口蹄疫の疑いあり



- 家保に結果連絡し、検体搬送と消石灰搬入を指示。
- 農場従業員には、口蹄疫の疑いがあること、検体を採材することを説明。

図6

農場周囲への消石灰散布(番号順に)

